

長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内のものづくり産業中小企業者、情報通信関連産業中小企業者及び建設業中小企業者の人材育成に関する取組を促進することにより、これらの中小企業者の技術力、経営力等の向上を図り、もって本市のものづくり産業、情報通信関連産業及び建設業の活性化及び発展に資するため、これらの中小企業者が行う人材育成事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり産業中小企業者 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の中小企業者又は第5項の小規模企業者をいう。次号において同じ。)で、製造業を主たる事業とするものをいう。
- (2) 情報通信関連産業中小企業者 中小企業者で、情報サービス業を主たる事業とするものをいう。
- (3) 建設業中小企業者 中小企業者で、建設業を主たる事業とするものをいう。
- (4) 人材育成事業 ものづくり産業中小企業者、情報通信関連産業中小企業者又は建設業中小企業者が自己の事業に係る技術力、経営力等の向上、強化等を図るため、経営者又は従業者に市長が別に指定する団体等が開催する講習会、研修会等(以下「講習会等」という。)を受講させる事業をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有するものづくり産業中小企業者、情報通信関連産業中小企業者又は建設業中小企業者で、市税を滞納していないものとする。

(対象事業及び対象経費等)

第4 補助金の対象となる事業は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに終了する人材育成事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、人材育成事業に要する経費のうち、講習会等に係る受講料及び教材費(以下「補助対象経費」という。)とする。
- 3 宿泊費、交通費、食料費その他名目のいかんを問わず、補助対象経費以外の経費であると市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から補助対象経費に係る補助金その他の助成金を受ける場合は、補助対象経費から当該助成金の額を減じて得た額を補助金の交付の対象となる経費とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、講習会等の開催者等から、当該講習会等の修了その他受講したものと認められなかった者に係る人材育成事業は、補助金の交付の対象としない。

(補助率等)

第5 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、次の各号に掲げる人材育成事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) ものづくり産業中小企業者に係る人材育成事業 受講者1人につき3万円。ただし、一のものづくり産業中小企業者につき1年度当たり10万円を限度とする。
- (2) 情報通信関連産業中小企業者に係る人材育成事業 受講者1人につき10万円。ただし、一の情報関連産業中小企業者につき1年度当たり30万円を限度とする。
- (3) 建設業中小企業者に係る人材育成事業 受講者1人につき5万円。ただし、一の建設業中小企業者につき1年度当たり10万円を限度とする。

2 前項本文の規定により、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 人材育成事業計画書
- (2) 市税の納付確認に関する同意書

(補助事業の変更等)

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 人材育成事業実績概要書
- (2) 講習会等を修了等したことを証する書類の写し
- (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市ものづくり産業
中小企業者等人材育成事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月7日から適用す
る。